

平成 2 9 年

第 4 回 日向市議会(臨時会)

議 案 参 考

5 月 3 0 日

日 向 市

1 訴えの提起の目的物となる根抵当権が設定された不動産（以下「本件不動産」という。）について

所在	日向市亀崎西1丁目				
地番	77番	77番1	77番3	77番4	77番5
地目	宅地	宅地	宅地	宅地	宅地
地積	3302.98 m <sup>2</sup>	1307.81 m <sup>2</sup>	570.89 m <sup>2</sup>	779.81 m <sup>2</sup>	137.38 m <sup>2</sup>

2 訴えの提起の目的物となる根抵当権について

根抵当権者：有限会社 エムケイ商事

本店所在地：山口県宇部市朝日町2番20—1403号

受付年月日：平成17年3月29日 根抵当権設定仮登記

平成28年5月26日 根抵当権設定本登記

3 これまでの経緯について

平成17年 3月29日

市税の滞納者が、本件不動産について、有限会社エムケイ商事（以下「(有)エムケイ」という。）を根抵当権者とする根抵当権設定仮登記を行う。【議案第39号参考 4 ①】

平成24年12月21日

市税の滞納者が所有する本件不動産について、本市が差押えを行う。

【議案第39号参考 4 ②】

平成26年12月26日及び平成28年4月19日

本件不動産について、新たに滞納となった市税及び新たに課税された市税に関して、本市が参加差押えを行う。

平成28年 5月26日

市税の滞納者が、本件不動産について、(有)エムケイを根抵当権者とする根抵当権設定本登記を行う。【議案第39号参考 4 ③】

平成28年 8月12日

(有) エムケイが担保権(根抵当権)に基づき、宮崎地方裁判所延岡支部(以下「延岡支部」という。)に対し、本件不動産の競売を申し立て、これにより本件不動産の担保不動産競売手続が開始される。【議案第39号参考 4 ④】

平成28年 8月15日

本件不動産について、延岡支部が競売申立てによる差押えを行う。  
【議案第39号参考 4 ⑤】

同日

延岡支部から本市に対し、前述の担保不動産競売手続に関する通知「競売開始決定通知書兼求意見書」が送付される。【議案第39号参考 4 ⑥】

平成28年 8月26日

これまでの本市の財産調査により、本件不動産に設定された根抵当権について、その根拠に疑義が生じていた。

このため、本件不動産の競売に対する本市の意見として「競売開始を認めることはできない」旨を、延岡支部に文書(「担保不動産競売開始決定通知に係る意見」)で回答する。【議案第39号参考 4 ⑦】

平成29年 4月28日

本件不動産について、新たに課税された市税に関して、本市が参加差押えを行う。

#### 4 関係法令

##### 地方税法

(債権者の代位及び詐害行為の取消)

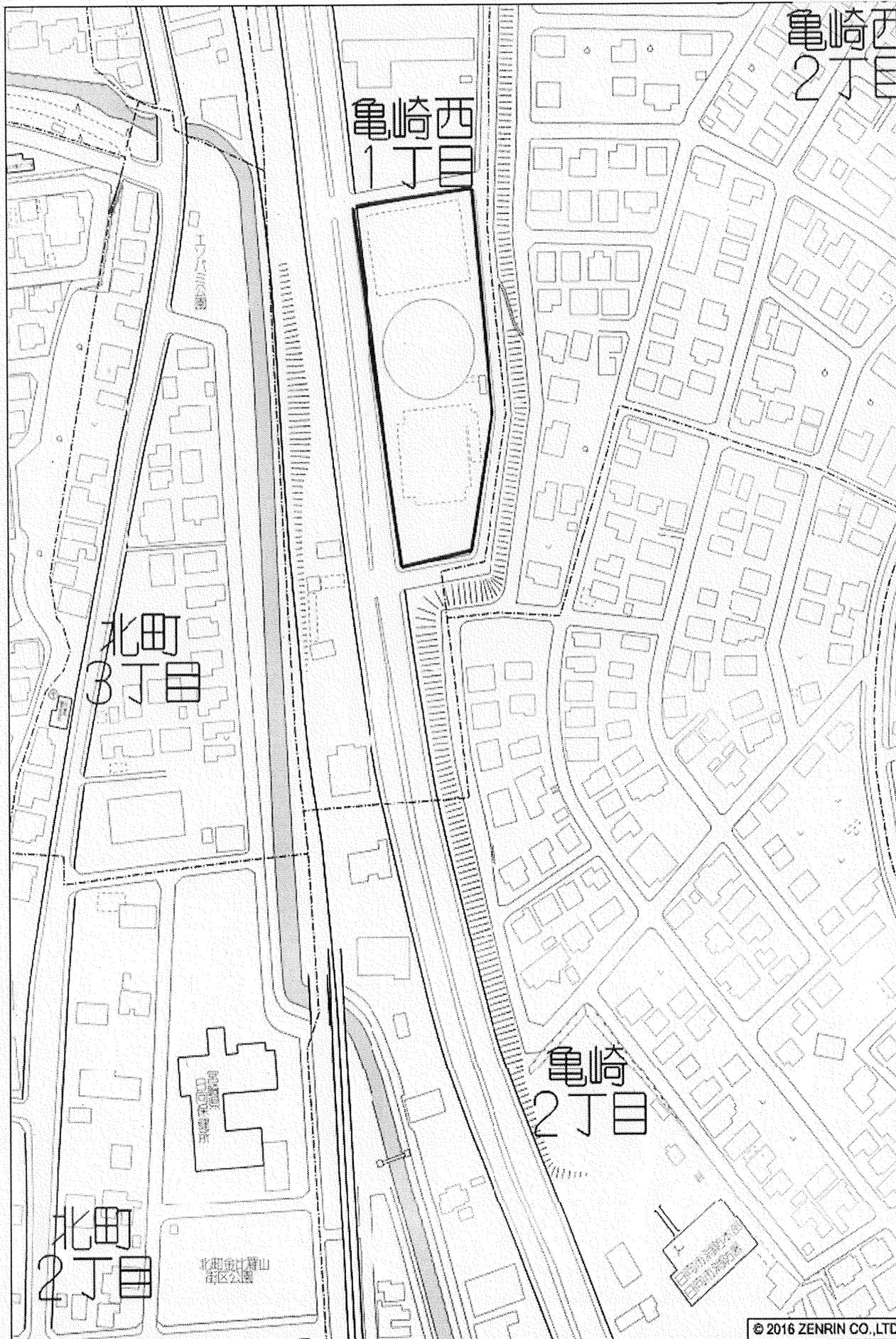
第20条の7 民法第423条及び第424条の規定は、地方団体の徴収金の徴収について準用する。

##### 民法

(債権者代位権)

第423条 債権者は、自己の債権を保全するため、債務者に属する権利を行使することができる。ただし、債務者の一身に専属する権利は、この限りでない。

2 債権者は、その債権の期限が到来しない間は、裁判上の代位によらなければ、前項の権利を行使することができない。ただし、保存行為は、この限りでない。

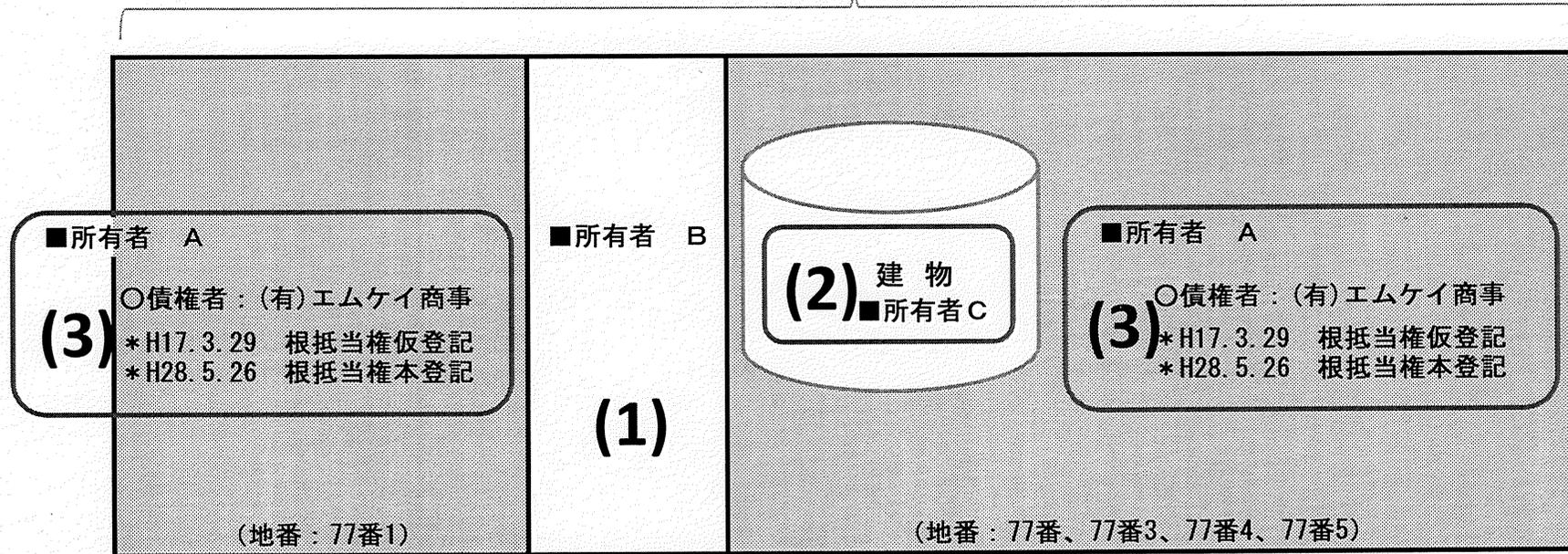


日向市亀崎2丁目付近

縮尺 1 / 2,000 | 60m

○本件不動産の概況図

土地



	地番	地目・種類	所有者	債権者
(1)	(略)	(略)	B	(略)
(2)	(略)	(略)	C	(略)
(3)	77番、77番1、77番3 77番4、77番5	宅地	A	(有)エムケイ商事

○関係図

